平成２３年（フ）第３３５号
京都市中京区西ノ京冷泉町41番地
債務者　市川真千子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１５号
京都市中京区西ノ京右馬寮町10番地８　コートプリモ102号
債務者　野崎　映輝
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
宮城県大崎市古川北稲葉２丁目12番27号
債務者　小田富美江
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
三重県松阪市松名瀬町483番地２
債務者　長谷川公二
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２３４号
兵庫県西宮市大社町６番１―504号
債務者　髙田　園子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９８号
兵庫県尼崎市田能１丁目16番１―605号
債務者　橋村美和子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９０号
北九州市八幡西区光明２丁目６番25号
債務者　東　　尚江
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２９５号
北九州市小倉北区金鶏町11番27―310号
債務者　池田　博人
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４６号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目12番地末吉市営住宅３―101
債務者　神村　良守
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１７９号
宮崎県日向市浜町２丁目17番地１
破産者　山下　金光
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７１２号
熊本市良町２丁目８番10号
破産者　株式会社東稜建設
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１６４号
名古屋市緑区桶狭間上の山2407番地　ガーデンヒルズ上ノ山２　201号、開始決定時の住所名古屋市緑区漆山1212番地の２
破産者　村川　　敦
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００号
金沢市押野１丁目61番地８、開始決定時の住所金沢市窪６丁目240番地
破産者　池端　久男
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９１１号
熊本市三郎１丁目10番１号
破産者　福田　　敬
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６９４号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名3968番地
破産者　石山　國雄
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２号
宮崎県都城市久保原町27街区６の３号　ＧＦＢ－Ｃ　Ａ号、開始決定時の住所宮崎県都城市都北町5938番地１
破産者　石神　憲一
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３９号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2447番地
破産者　石神　榮志
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係